

住宅用火災警報器の



不適切な 訪問販売・点検等に ご注意！



消防署の
依頼
できました

今すぐ
設置（点検）
しないと
罰せられます

設置（点検）
するには
資格
が必要です

『あやしいな』と思ったら
はっきりと断る!!
押印・サインしない!!



～住宅用火災警報器について～

- 消防署が特定の業者に、設置（点検）を依頼することはできません。
- 設置（点検）しないことに対する罰則はありません。
- 設置（点検）するのに資格はいりません。
- 古くなると電池切れや機器の寿命などで作動しません。

「定期的な点検」と「10年を目安に交換」をおすすめします。

- 消防法により、すべての住宅に設置が義務付けられています。

次のような訪問販売・点検にはご注意！

事例 1

大阪市消防局と記載された
リーフレットを見せ
「消防局の依頼で来ました。」
と言って販売・点検をする。

事例 2

「設置（点検）するには
資格が必要です。」
と言って販売・点検をする。

事例 3

「今すぐ設置（点検）
しなければ罰せられます。」
と言って販売・点検をする。

事例 4

内容をよく説明せずに
書類（実は契約書）に
押印やサインを求める。



予想外の金額を請求され
支払いを強要!!

トラブル防止のポイント

- 適当な返事はせず、不要ならはっきりと断る
- 書類（契約書）にはすぐに押印やサインをしない
- 書類（契約書）の内容を十分に確認する

「あやしいな」と思ったり、被害に遭った時はすぐにご相談を!!

- 大阪市消費者センター 06-6614-0999
- 大阪府警察本部悪質商法110番 06-6941-4592
- 大阪市消防局予防部予防課 06-4393-6322
- 大阪市 消防署 06- - 0119



大阪市消防局